

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月から16年3月までは41万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額（平成15年7月23日、同年12月24日及び16年12月22日は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月23日、同年12月24日及び16年12月22日は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から17年6月24日まで
② 平成15年7月23日
③ 平成15年12月24日
④ 平成16年12月22日

私は、A社に平成9年10月1日から17年7月31日まで勤務していた。この期間のうち、オンライン記録の標準報酬月額が15年9月から16年6月までは38万円、同年7月から17年5月までは30万円となっているが、当時、私は月額41万円前後の給与をもらっており、このうち、一部の給与明細書を持っているので標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成15年7月23日、同年12月24日及び16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いが、当該期間に係る賞与明細書を持っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票並びに市が保管する税務関係資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成15年9月から16年3月までは41万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年4月から同年6月までの期間及び17年1月から同年5月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額若しくは報酬月額に基づく標準報酬月額、又は源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から試算される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

3 申立期間②、③及び④について、申立人が所持する賞与明細書により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月23日、同年12月24日及び16年12月22日は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が亡くなっており確認できないが、被保険者全員のオンライン記録に賞与記録が無い上、事業主が当該期間の賞与支払届をしたにも

かかわらず、社会保険事務所が複数回にわたりこれを記録しないことは考え
難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、
その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る当該期間の保険料について納
入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付
する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月16日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和23年9月6日に入社し、同年9月14日から54年4月28日まで本工として継続して勤務した。

厚生年金保険の加入記録によると、昭和37年7月16日から同年8月1日までの期間が未加入期間とされているが、同年8月1日に同社B支店ができると同時に本社から転勤しただけであり、未加入期間があるのは間違いなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同社B支店の厚生年金保険の新規適用日、同社から提出された厚生年金保険台帳に記載された従業員厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日並びに申立人の供述等から、昭和37年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月のオンライン記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる

関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び61年3月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和61年3月から平成3年3月まで

昭和57年に自宅に来た市役所職員と思われる人物から国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。

申立期間当時の国民年金保険料は、1か月当たり3,800円か5,700円だったと思うが、確か3通りの保険料額のうち一番高額の保険料（1か月当たり5,000円又は6,000円）に増額して納付したと思う。

また、60歳になった時に市役所の職員から65歳まで加入することを勧められ、集金人に保険料を納付したと思う。

申立期間①及び②について、未納及び未加入の記録とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間①直前の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料は現年度納付しているが、申立期間①直後の60年1月から同年3月までの期間及び申立期間②の直前の60年7月から61年2月までの期間の国民年金保険料は過年度納付していることから、定期的な納付が困難であった状況がうかがわれる上、申立人が所持する国民年金保険料の「納付書・領収証書」を見ると、当該過年度納付した保険料については、領収日付印欄に金融機関の押印が確認できるが、申立期間①については、当該欄が空欄となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間①の保険料は納付していなかったものと認められる。

また、申立人は60歳になった際に市役所の職員から65歳までの加入を勧め

られ保険料を納付したとしているが、A年金事務所は、申立人について、「大正15年*月生まれの申立人は、旧国民年金法が適用されるため、資格喪失日は60歳到達時となり、60歳以降において任意加入被保険者の資格を取得することはできない。」としている上、オンライン記録により、申立人の国民年金の資格喪失日は申立人が60歳となった昭和61年*月*日であることが確認できることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする66歳に至るまでは、自身で加入手続を行った記憶は無いとしている上、国民年金保険料の納付方法については、昭和57年9月に国民年金に加入して以来60年前半までは、「覚えていない。」とし、60年後半以降は、「集金人に納付していた。」としているが、当該集金人の名前及び納付期間について、「覚えていない。」としており、加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期、納付方法等に係る申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年11月まで

私は、昭和36年の冬にA県下から実家のあるB町（現在は、C町）に戻り、37年5月か同年6月頃から実家で洋裁を始め、収入を得るようになったので、母親が、「自分で保険料を納付できるのであれば、20歳になったのだから国民年金に加入した方がいい。」と言って、同町役場D支所で国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間当時、居住していた地域には国民年金保険料の納付組織があり、その納付組織の代表者宅に毎月100円か200円程度を、加入後会社勤めをした期間も含めて昭和40年11月に婚姻するまでの間、自分が持参していた。

納付組織の代表者は既に他界している上、申立期間当時使用していた年金手帳は紛失しており、当時の状況を証明できるものは無いが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和37年5月又は同年6月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料は40年11月に婚姻するまでの間、自身が毎月納付組織の代表者宅に持参していたとしているが、婚姻後に居住したC町の国民年金被保険者名簿により、申立人の被保険者資格取得日は43年5月16日となっている上、「新規・再取得」欄には「新」に丸印が付されていることが確認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、聴取時に、「23歳頃から会社勤めをしていたが、同社が厚生年金保険を掛けてくれないので、自分で国民年金に加入し、保険料を納付し

ていることを同僚に話したことがあるので、その同僚に確認したが、覚えていないと言っていた。」としている上、加入手続を行ったとする申立人の母親及び納付組織の代表者は既に他界しているほか、申立人は、申立期間当時、自分と同年齢の者は国民年金に加入しておらず、一緒に納付した者もないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年1月から63年3月まで

昭和61年*月に20歳になった私は、63年3月まで大学生であったが、再三実家に国民年金保険料の督促状が来たので、両親がしゅん巡の末、銀行の外交員を通じて、納付時期は分からないが、一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の記号「*」は、A社会保険事務所（当時）の記号であり、同事務所の設立が平成5年4月であることから、少なくとも同月以降に払い出されたものと考えられるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人より後の番号の第3号被保険者資格取得者に係る事務処理日等から、5年4月又は5月頃に払い出されていることが確認できることから、当該時点において、申立人は、昭和59年4月1日から63年3月31日までB大学に在籍していたことが同校の在学証明書により確認でき、申立期間は任意加入対象期間となるため、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、厚生年金保険の資格を喪失した平成3年11月1日に遡って同日を国民年金の資格取得日としたものと推測される。

また、C市役所の国民年金被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は平成3年11月1日とされているほか、加入区分を示す「新・再」は「新」に丸印が付されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を申立人の両親が一括して納付してくれたと主張しているところ、上記被保険者名簿により、平成3年11月から4

年3月までの国民年金保険料を5年5月27日に、4年4月から5年2月までの保険料を同年12月9日にそれぞれ納付していることが確認でき、5年に計16か月分の保険料を納付していることから、両親が一括納付したとする保険料は、上記過年度保険料であった可能性もうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

私は、昭和57年12月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで、集金人に定額保険料と付加保険料を納め続けてきた。申立期間における集金人(男性)が市の集金人であったか地区の婦人会のような納付組織の集金人であったかははっきり覚えていないが、申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日欄に、「59. 8. 27」及び「59. 8. 28」と記載されていることが確認できるところ、当該記載について、A市は、「昭和59年8月27日に市民課において任意加入の脱退の届出を受け付け、同月28日に資格喪失したことを示していると思われる。」としている上、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)の欄においても、被保険者でなくなった日が「昭和59年8月28日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、社会保険事務所(当時)からA市B区に払い出された昭和58年7月13日から62年6月25日までの国民年金手帳記号番号の中には申立人の氏名は確認できないことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は、A市の男性の集金人又は地区の婦人会のような納付組織の男性の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、同市は、申立期間当時は同市B区役所には国民年金保険料の集金を行う男性嘱託員はいなかったとし、申立人が申立期間当時居住していた同市C町及び同市D町において納

付組織の集金人が集金していた事実が確認できる資料は残っていないとして
いることから、集金人及び納付組織については確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを
うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から55年3月まで

私が20歳になった時、A市の実家で両親が国民年金に加入し、保険料を納付してくれていた。申立期間当時は、B地に居住する大学生だったが、実家の住民票の登録変更はしていなかった。

私が運転免許を取得した時期の昭和51年1月から同年3月頃、母親から、国民年金手帳を示され、学費や生活費に加えて生命保険と国民年金の保険料を支払っていると聞いたことを覚えており、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたことは事実なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学発行の在籍期間証明書により、申立期間当時、B地内の大学に在籍していることが認められる上、戸籍の除附票により、昭和49年4月から55年3月までの間はA市からB地に住民票を異動させていることが確認でき、申立人が20歳に到達した50年*月の時点では、制度上、A市で国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、オンライン記録において、申立人の国民年金の資格取得日は平成12年5月1日とされているところ、申立人は、申立期間当時、前述のとおり大学生であることが認められ、申立期間は任意加入期間となるため、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年5月までの期間及び57年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から50年5月まで
② 昭和57年1月から平成元年3月まで

私は、A国民年金基金が発足した際、同基金に加入するため、夫婦で国民年金に加入した。私の妻が加入手続のためB市役所に行ったが、手続を行ってもらえず、その足で社会保険事務所(当時)に行ったが、ここでも手続を行ってもらえず、同事務所では職員が後日自宅に伺うと言われた。後日、同事務所から来た職員に、妻が、私の共済組合加入期間を除いた申立期間①及び②の国民年金保険料40万円弱と妻の保険料との合計額の約70万円の現金を渡したが、年金手帳が領収書になると言われ、領収書はもらえず、再度自宅に来た職員から年金手帳を渡された。

加入手続を行った時に、遡って保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと言われ、預金か保険を解約し、申立期間①及び②の保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されているところ、申立人夫婦の前後の第3号被保険者の種別変更処理日、及びB市の国民年金被保険者名簿により申立人夫婦の資格取得の届出年月日が平成3年4月25日と記載されていることから、同年5月頃に払い出され、申立人は、20歳に到達した昭和45年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推定され、当該払出時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、申立人のB市の国民年金被保険者名簿の適用欄には、「基金加入H3.

6.3」と記載されている上、申立人夫婦に係る当該名簿の平成元年度及び2年度の保険料の納付記録欄には、いずれも「現」、「3.5.22」、「196,800」と記載されていることから、申立人の妻は、前述のとおり、平成3年4月末に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、同年5月22日に申立人夫婦二人分の過年度保険料を遡って納付した後に、夫の国民年金基金の加入手続を同年6月3日に行ったものと推認でき、国民年金基金は平成3年5月に発足していること、国民年金基金の加入手続は市町村及び社会保険事務所では行えないこと、及び当該過年度納付を行った時点で、制度上、遡って納付することが可能であった保険料は、元年4月以降であることを踏まえると、申立人の加入手続に係る記憶、及び加入手続を行った後に遡って納付したとする保険料の記憶は、当該加入手続及び保険料納付の可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の時期はB市に住んでいたとしている上、申立人の所持する年金手帳にはB市の住所が記載されていることから、加入手続を行った平成3年4月及び申立期間において申立人の住所に異動は無かったものと推認でき、氏名にも変更が無いことから、同市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、申立人夫婦が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和54年7月から平成元年3月まで

私は、A国民年金基金が発足した際、夫が同基金に加入するため、夫婦で国民年金に加入した。加入手続のためB市役所に行ったが、手続を行ってもらえず、その足で社会保険事務所(当時)に行ったが、ここでも手続を行ってもらえず、同事務所では職員が後日自宅に伺うと言われた。後日、同事務所から来た職員に、夫の共済組合加入期間を除いた申立期間の国民年金保険料40万円弱と私の保険料との合計額の約70万円の現金を渡したが、年金手帳が領収書になると言われ、領収書はもらえず、再度自宅に来た職員から年金手帳を渡された。

加入手続を行った時に、遡って保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと言われ、預金か保険を解約し、申立期間の保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されているところ、申立人夫婦の前後の第3号被保険者の種別変更処理日、及びB市の国民年金被保険者名簿により申立人夫婦の資格取得の届出年月日が平成3年4月25日と記載されていることから、同年5月頃に払い出され、申立人は、20歳に到達した昭和54年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推定され、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、申立人の夫のB市の国民年金被保険者名簿の適用欄には、「基金加入H3.6.3」と記載されている上、申立人夫婦に係る当該名簿の平成元年度及び2年度の保険料の納付記録欄には、いずれも「現」、「3.5.22」、「196,800」と記載されていることから、申立人は、前述のとおり、平成3年4月末に申立

人夫婦の国民年金の加入手続を行い、同年5月22日に申立人夫婦二人分の過年度保険料を遡って納付した後に、同年6月3日に夫の国民年金基金の加入手続を行ったものと推認でき、国民年金基金は平成3年5月に発足していること、国民年金基金の加入手続は市町村及び社会保険事務所では行えないこと、及び当該過年度納付を行った時点で、制度上、遡って納付することが可能であった保険料は、元年4月以降であることを踏まえると、申立人の加入手続に係る記憶、及び加入手続を行った後に遡って納付したとする保険料の記憶は、当該加入手続及び保険料納付の可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、婚姻した昭和60年1月以降はB市に住んでいたとしている上、申立人の所持する年金手帳にはB市の住所が記載されていることから、婚姻時から加入手続を行った平成3年4月までの期間において申立人の住所に異動は無かったものと推認でき、婚姻前に国民年金に加入していたとの主張は無いこと踏まえると、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 45 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月末まで、A 社で正社員として勤務した。
しかし、私の厚生年金保険の加入記録では、申立期間が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録（昭和 41 年 10 月 20 日から 45 年 1 月 31 日まで）から、申立期間とは一部相違するものの、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士が保管する同事業所に係る社会保険関係の従業員一覧表には、申立人の名前は無い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の原票は見当たらず、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い上、当該原票に係る記録と上記従業員一覧表の記載内容（氏名、資格得喪年月日及び健康保険整理番号）はおおむね一致していることを踏まえると、申立人は、申立事業所において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所の当時の事業主の妻は、「申立期間当時は、正社員でも本人の希望により厚生年金保険に加入していない者がいた。」と回答している。

加えて、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、3 人から回答があったが、このうち 1 人は、申立人を記憶していたものの、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入及び給与からの厚生年金保険料の控除に係る供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から同年 6 月 3 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 23 日から A 事業所に勤務し、同年 6 月 3 日付けで事務員として B 共済組合に加入するまで厚生年金保険に加入していたはずである。事務員になって新しい保険証をもらった際、それまでの古い保険証と色が違うなと思ったことを覚えている。

しかし、オンライン記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 社 D 支店から提出された人事記録により、申立人が、申立期間において、申立事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、共済組合のホームページ「ねんきん特別便 Q & A」において、「共済組合に加入される前の臨時職員等の期間は、勤務先各局所の事業所としての判断及び地域の年金事務所の指導等により、厚生年金又は 国民年金に加入していた場合もある。」としているところ、申立事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、申立事業所の給与事務を行っていたとされる E 事業所も、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立事業所の給与簿は、F 事業所に移管されているが、申立期間当時のものは保存年限の経過により廃棄されているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立事業所の当時の職員のうち、事業所長等は既に死亡しているほか、連絡が取れた一人からも、厚生年金保険料の控除に係る供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 7 日から同年 10 月 14 日まで
② 昭和 19 年 2 月 18 日から同年 6 月 16 日まで
③ 昭和 19 年 8 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫は、義務教育終了後、A社に船員として就職し、昭和 15 年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得してから、定年退職により 49 年 1 月 25 日に被保険者資格を喪失するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間における船員保険の被保険者記録が無く、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の船員保険法 (昭和 15 年 3 月 1 日施行) 第 17 条によると、船員保険の被保険者は、「船舶ニ乗組ムモノ」とされており、予備船員 (船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者) については、船員保険の被保険者になれなかったところ、申立事業所が保管している申立人に係る社会保険台帳を見ると、申立期間①、②及び③において、申立人は下船期間中であることから、船員保険の被保険者にはなれない。

また、申立事業所は、「申立期間①、②及び③に係る申立人の資格取得、資格喪失及び報酬月額に関する届出は、下船期間中のため行っておらず、当該期間に係る保険料についても船員保険に加入していないので、給与からは控除しておらず、社会保険事務所 (当時) に保険料は納付していない。」と回答している。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳及び申立事業所が保管する社会保険台帳の昭和 19 年 10 月 1 日以前の記録は、オンライン記録と一致しており、

申立期間①、②及び③は船員保険の未加入期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。